

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年3月25日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

昨日、東京電力が処理済み水の処分方法について、基本的な考え方を公表したのですが、規制委員会の今後のこの問題との関わり方についてなのですが、今後作られるだろう処分施設の耐震・耐津波等々の審査は行うと思うのですが、例えば、そのほかに、告示濃度以下できちんと排出されているのかとか、排出後のモニタリングであるとか、そういったことにも、例えば、関わっていくということになるのでしょうか。その辺の考え方を教えてください。

○更田委員長 時期を三つに分けてお話をしますけれども、まず今の段階、これから処分方法が決定されるまでの段階、これは規制委員会として、特に基準の内容がどうであるかというようなことがあれば御説明はしますけれども、特にこれに関わるものではない。

では、処分方法が決定されたと。そこから今度、具体的な実施方策を東京電力が実施計画の中で申請してくるまでの間、申請が、堅苦しく言うと、申請を見てそれを審査するという形になりますけれども、私たちが今考えているのは、申請前の段階であっても、つまり、東京電力が具体的な方策を検討する段階であっても、相談には乗るよと。

例えば、要件として満たさなければならないようなものはこちらから示していきたいと思っていますし、また、東京電力として途中段階の検討段階であっても、彼らなりに設計を進める上で選択肢があるでしょうから、そういったものについては、例えばですけれども、特定原子力施設監視・評価検討会のような場でやり取りをして、協議に応じるということを考えています。

そして、彼らから具体的な申請がなされたら、十分安定な方法で行われるかどうかというような点について、今、御質問の中にもありましたけれども、告示濃度制限を守る上において、どういう方法がなされているか。それから、その確認方法等について、これは審査という形になりますけれども、実施計画の審査をしていくことになると考えています。

○記者 もう一つ、東京電力は昨日の会見の中で、希釈海洋放出に関しては、大体審査から放出の実行まで2年半というのを仮置きしていると。それから、水蒸気放出に関しても、同等に2年半を仮置きしていると言っていたのですけれども、それぞれの仮置き期間についての妥当性について、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これも繰り返しますけれども、処分方法が選択されているわけではないけれども、仮にという形で、例えば、海洋放出が選択された場合でも、これは以前の会見でも申し上げていますけれども、およそ2年ぐらいの準備期間は必要だろうと。すぐに始められるわけではないということは申し上げてきた。

現在、仮置きという形で2年半、おおむねそういうところなのだろうとは思いますが。ただ、希釈して海洋放出の場合は、現実的に2年半と、おおむねそんなところではないかなと私たちも思えるのですけれども、大気放出に関しては前例がないので、海洋放出に比べると、確からしさを持ってお答えできないというのが実際のところだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

今の東電の先日の海洋放出ですとか、これからの処分方法についてなのですけれども、モニタリングの件ですと、第三者にお願いするという形だったと思うのですけれども、その場合、具体的にIAEAですとか、ほかの何か機関になるのか、それとも規制委員会としてやっていくのか、その辺の関わり方と、もし何かしらでどこかの機関と関わるのであれば、そういった頭の体操といいますか、何か準備をし始めているのかというのがもしあれば、よろしくお願ひします。

○更田委員長 これも、今、検討の対象になっている二つの選択肢のいずれになるかによって変わってくるけれども、より技術的に、科学的に確からしさを持って確認できるのは、海洋の場合は「海（うみ）モニ」と呼んでいますけれども、海洋でのモニタリング等々で確認。

一方、大気の方になると、これは空間線量率の分布なりなんなりなのか、ある意味、想像もつかないのですけれども、モニタリングは原子力規制委員会の役割として続けていきますし、特にこの処分方法に関連して、モニタリングの強化が必要なのかどうかというのは、これは飽くまで処分方策が決定されてからのことになりますし、また、具体的な処分方法の設計の中で、どう確認をしていくかということになるだろうと思います。

○記者 ほかの団体などの機関についてはいかがでしょうか。

○更田委員長 それはにわかには考えにくいかもしれません。例えば、方法であるとか、具体的に私たちがどういうモニタリングを行っているか、どういう確認をしているかというスキームについて、例えば、IAEAなりなんなりがピアレビューをするということは

あるかもしれないけれども、IAEA自らが乗り出して、組織として測定を行うということ
はちょっと考えにくいですね。

そうであるとする、では、いわゆる第三者機関となったときに、どこが第三者か。
もちろん、自治体は自治体で各自治体でのモニタリングはあって、そのモニタリング結
果を集約する形で、規制委員会は、例えば、ウェブサイトでの表示等をやっているわけ
ですけれども、そこに更に新たにというのは、どうでしょう。技術的にいえば、日本原
子力研究開発機構の協力を仰ぐことになるかもしれないし、ただ、どこか責任を持った
第三者機関としてというような構造というのは、ちょっと今の段階では考えにくいです。
○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ヒノさん。

○記者 毎日新聞のヒノです。

度々すみませんが、事前会議問題について、またお伺いしたいと思います。

これまでのお伺いしてきたのですけれども、2018年12月6日の事前会議について、録
音を入手しまして、これをちょっと聞いていただきたいのです。スピーカーを一応マッ
クスにはしているのですけれども、ちょっと聞いていただければ。

(録音音声再生)

○司会 マイクを通してください。

○記者 1と2というのは、これまでお伺いしてきた文書指導演と再評価命令案というこ
たなのですけれども、これまでの記者会見の御発言、あと、国会で、3月10日ですか、内
閣の委員会ですかね、答弁を踏まえて、ちょっと御答弁と食い違う内容のようなので
すけれども、御感想をお伺いできますか。

○更田委員長 どう違いますか。

○記者 今の範囲で結構なのですけれども、あと、これは委員長の声ということによろ
しいですか。

○更田委員長 これは私の声だと思います。

○記者 1案から2案、2案から1案を選んでいないと、これまで、あと、資料に基づいて議
論していないということもおっしゃっていましたが。

○更田委員長 資料に関しては、その録音を聞いても、この間、ヒノさんから渡された資
料そのものを見た記憶というのはありません。

○記者 でも、あれは配付したということをお認めいらっしゃいますよね。

○更田委員長 配付したというか、あれそのものが配付されたかどうかということに関し
て、私は何も申し上げていないと思いますけれども。

○記者 いやいや、混同していますね。原案の方だと思います、今おっしゃっているのは。
先にお渡しした資料は、配られたということは規制庁も認めていらっしゃいますし、た
だ、その二つの案の手順を比べる資料に基づいて議論はしていないということをお

これまで委員長はおっしゃってきたと思うのですが。

○更田委員長 その資料に関して、どの資料というのではないですけども、1案、2案の選択はしていないと。今の声を聞いても、私、1案と2案の選択はしていないと思いますけれども。私の意見は言っているかもしれないけれども。

○記者 私の意見は言っているかもしれないと。なるほど。ブレインストーミングで特に指示や指摘はしていないということをこれまでずっと、事前会議について、おっしゃっていましたよね。

○更田委員長 指示でも指摘でもないと思います。

○記者 といいますと、これは、今のは何でしょうか。

○更田委員長 いやいや、同じ議論の繰り返しではありますけれども、それぞれの委員がそれぞれ規制庁の幹部等や担当部署と議論をするときに、自分のその時点での判断を伝えることはあるだろうし、それから、プレファレンスといいますか、自分の考えに沿ったものについて、見解を言うことはあるだろうけれども、それと委員会としての選択とは全く別物ではないですか。

○記者 今まで、でも、何か技術的な間違いを指摘することはあっても、指示や指摘を、議案について、することはないとおっしゃっていましたよね。

○更田委員長 だから、指示ではないですよ、少なくとも。つまり、私は5分の1の票は持っているけれども、その時点で5分の1の票を持っている人間の考えが幹部に伝えられたということだけであって、規制委員会としての意思決定ではないですよ。

○記者 それはあれですか。やはり3人、多数派を形成していないからというか、委員会の場ではないからという御趣旨ですかね。

○更田委員長 委員会の場でないというか、そもそもこれは発足以来、各委員ともに認識していることでしょうけれども、委員会としての意思決定は、公開の席で、もちろんセキュリティに関わるようなものは例外としても、公開の席でしか行っていない。それ以前に、それぞれの意見を形成するために、勉強もしますし、ブレインストーミングもするし、その時点で議論をするときに、自分の立場を示さないで議論するということがなかなか難しいので、それぞれの委員が幹部等を前にして自分の意見を述べることはあります。

ただ、3人以上でそれをやってしまうと、3人のそれぞれの、例えば、3人が同等の、全く同じ意見だったら、そこで多数派が形成されてしまうので、さすがに3人以上で勉強なり、ブレインストーミングをやることは避けようと。ないしは、そういうことを行っただけは議事録を作成しようと、そういうルールでやってきているということです。

○記者 一応、1点だけ。

1案、いわゆる文書指導案について、これまで委員長は、箸にも棒にもかからない案だ、あと、案足り得ない案だと。それはなぜかといえば、関電が同意する見込みがなくて、行政指導で従うとは思えないからだという御趣旨のことをおっしゃっていらっしやっ

たわけですけれども、この録音によると、委員長が、1案について、法務上すっきりするのだけれどもとおっしゃっているのですけれども、言っていることが違いますか。

○更田委員長 にわかはそのときの発言で、どういう趣旨かと言われても。

○記者 失礼しました。法務上すっきりするではなく、ぱっと見たときに、委員長は、1案の方が、文書指導案の方がすっきりすると。でも、法務上難しいのだろうなとおっしゃっているのですけれども、これはちょっと言っていることが違いますか、これまで言っていることと。

○更田委員長 いや、違うとも思わないけれどもな。1案というのは、ヒノさん、もう一回どういうものだったか説明してもらえますか。

○記者 文書指導案ですよ。これまで委員長は、文書指導案について、関電が従う見込みもないから、行政指導では案足り得ないということを常々おっしゃっておられましたよね。しかし、この録音によると、これをぱっと見たときに、委員長はこちらの方がすっきりするのだけれどもとおっしゃっているのですが、案足り得ないものがすっきりするのですか。

○更田委員長 だからこそ、そういった勉強なり、ブレインストーミングが必要なのですよ。私たちは、例えば、法令の仕組みだとかに明るい部分もあれば、明るくない部分もあるから、法令に従った措置として可能かどうかというのを、幹部の中には法令に明るい者もいれば、行政上の手続に明るい者もいるから、実行可能なものかどうかということを確認したりする意味も含めてブレインストーミングをしている。

その時点というのは、多分、今の録音のところというのは、この件について議論を出した冒頭に当たる部分なのだと思いますけれども、ブレインストーミングのときにはいろいろな言い方もしますし、いろいろな考え方を示すけれども、実際問題として、文書指導というものは、分かりやすさという点では分かりやすいのだろうと思う。いきなりね、こちらの意向を。ただ、行政上の手続として、それが、相手がまだ同意をしていないものに対しても行政指導をかけるというようなものというのは、今のブレインストーミングの後でもいいですけれども、その時点においても基本的に成立し得ないというのは、関電はその時点で合意していないわけですから。

ブレインストーミングのときの発言の断片だけを切り出して、私がある時点で選択をしていると言われるのは、どうかと思いますけれども。

○記者 分かりました。結構です。

○司会 ほか、ございますでしょうか。アベさん。

○記者 共同通信のアベです。

来週、4月に入りまして、実際に新検査制度の運用が始まりますけれども、委員長から御覧になって、何か間に合っていない部分、思ったより間に合ったかなとか、そういう部分はありますでしょうか。

○更田委員長 なかなかそれは難しいですね。今の時点でまだ始まっていないので、むしろ始まってから、後から振り返って、準備はもっと早く、ないしは十分にできていたというような評価はできるでしょうけれども、実施段階に移っていないので、準備作業がどうであったかというのを、評価を下すのはなかなか難しいだろうと思います。

さらに言えば、新しい検査制度がうまくいく、いかないは、規制委員会や規制庁だけの努力で成立するものではないので、そういった意味では、事業者とのコミュニケーションに十分に注意を払ってきたところではあるのですけれども、今の御質問にお答えするとすれば、やはりどうしても実施段階に入って、そして、しばらく経験を積んでからということになるだろうと思います。

○記者 事業者側の自主的な安全向上を狙いにしている部分もあると思うのですが、実際に最近のバックフィットとか、最近の事業者側の自主的な安全性向上の意識というのは、新検査制度に入って実効性があるのでしょうか。

○更田委員長 それもまた新検査制度に入ってからのこと、新しい検査制度の効果そのものを計るには、やはり始めてからでないと申し上げにくいところはあるのですが、ただ、自主的な安全性向上に関して、改善と見られている事例もいくつかありますし、一方で、まだまだという点もあるのは事実だと思います。

例を挙げるとすれば、例えば、停止中の制御棒の意図しない動きが伊方でありましたけれども、あれの原因調査、根本原因分析等は、短い期間ではあったけれども、比較的真剣に取り組まれて、よくできているのではないかと私は受け取っています。

一方で、まだまだというのは、例えば、関西電力のコンプライアンスに関わる問題であるとか、様々な事例が見られているので、これは、全体を評価するというのはなかなかこの場で即座に難しいですし、継続的改善に向けた取組というのは、もう少し時間を取って考えなければいけないだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 クドウさん。

○記者 電気新聞のクドウと申します。

同じく新検査制度についてお尋ねしたいのですが、関連で、事業者の自主的な安全性向上の取組が重要だというのは理解しているつもりなのですが、新検査制度においてですね。規制当局側の原子力規制検査の取組と、事業者の自主的な安全性向上の取組がかみ合っとうまく継続的な安全性向上につながるというのが理想的なことなのかと思うのですが、制度設計において、その点を促すような制度設計になっているかどうかという点について、委員長のお考えをお聞かせいただければと思うのですが。

○更田委員長 ある意味、自らの責任が明確化されるということは、当事者に対して裁量が与えられるということも同時に意味するので、例えば、これまでの検査であれば、国

側が決めた検査頻度で、検査項目でもって、検査内容で検査を受けていた。これからは事業者検査が、事業者が一義的責任を有することが明確化されて、事業者検査が非常に大きな役割を担う。そうであれば、検査頻度であるとか、検査内容についても事業者独自の提案ができますし、もちろん私たちがちょっと待ったということはあるでしょうけれども、事業者が、いわゆる子供扱いではなくて、大人扱いされるという前提に立っていますので、そういった意味で、継続的な改善の意欲を持っていれば、これに取り組みやすい制度になるのだと考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 コンドウさん。

○記者 電気新聞のコンドウです。

ちょっと関連しているのかもしれないですけども、月曜日の議題で、デジタル安全保護系の話で、中間の案としてFSARを挙げておられましたけれども、これまで委員長は設置変更許可に代わり得る制度だと言って、かなり期待しておられる印象を受けているのですが、改めてその辺の意図を教えてくださいと思います。

○更田委員長 FSARは、本来の狙いからすれば、ファイナル・セーフティ・アナリシス・レポートですから、当該施設の安全に関わる立証であるとか、それから、評価であるとかを記述し尽くせる構造になっているわけで、例えば、規制当局の許認可においてこういう資料を提出しているとか、それはやはり全体像ではなくて、事業者が自ら持つ施設の安全性について、しっかり証拠として示せるものであるもので、これを事業者には、この制度を重んじて、きっちり活用してもらいたいと思います。規制委員会発足当初から、原子力事業者は一人称でもって自らの施設の安全性を語ってもらいたいと申し上げてきましたけれども、その場として最もふさわしいのは、安全性向上評価における報告書、FSARがふさわしいのだと思っています。

○記者 分かりました。あと、別件で、今日のHTTRなのですけども、Beyond DBAの話とか、いろいろ論点はありましたけれども、比較的リスクは低い中で、審査がこれだけ時間がかかった理由はどう分析されていますでしょうか。

○更田委員長 実は同じような感想を持ちました。というのは、高温ガス炉、HTTR、ある種、固有安全炉の炉型の一つとして挙げられるような、安全性に関しては、例えば、冷却に関して言うと、冷却材の流動が止まっても自然に冷却ができるといった点において、また、燃料は三重の仁丹みたいな閉じ込めがなされていて、それが更に黒鉛のコンパクトに入って、更にそれがステンレス、被覆管に入ってという形で、閉じ込めに関しても非常に安全上有利な設計がなされていると。

一方で、ガス炉で私が一番気にしたのは停止系なのですね。かつて後備停止系でトラブルがあって、それは品質保証上の問題ではあったのですけれども、こういった品証上の改善がきちんとなされているかというのは、これからも見ていかなければならないし、

それから、今日も委員会の中で言及しましたけれども、安全上実証試験という形で、ヘリウム循環器、いわゆる冷却ポンプを、3台あるうち3台止めるとか、炉容器冷却系という外部から冷却する設備を止めてみるとか、安全性を実証するための特殊な運転をする施設なので、そういった意味で審査に時間がかかった部分もあるだろうと思います。

○司会 それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

新検査制度の本格運用について関連して、先ほど評価が難しいともおっしゃっていたのですけれども、先行して行ってきた試運用の中で見えてきた期待できる部分はどういったところにあるのかを改めて伺えればと思います。

○更田委員長 期待できる部分ですか。検査項目だとか、検査内容の弾力性というのはかなり高まるのだろうと思っていますし、また、常駐する検査官は機密に関わらない範囲において、事業所で行われるような打ち合わせや会議にも出ていきますので、そういった意味で、安全上の全体像をつかむということに関しては非常に優れた制度だという感触は持っています。

○記者 その上で、かねてもお聞きしたことがあるのですけれども、いかに規制する側が、現場の検査官がリスクに気づくことができるかということが問われてくると思うのですけれども、本格運用が始まるに当たって、どのように現時点でお考えでしょうか。

○更田委員長 もともと米国がROPという制度に転換しなければならぬと考えたきっかけがデービス・ベッセというところで、明らかに予兆が表れていたにもかかわらず、検査項目に入っていなかったということで、ずっと見過ごされていて、圧力容器の上蓋で、クラック入って、薄皮一枚のところで見つかったと。ですから、検査項目にとらわれることなく、安全上の懸念のようなものにアンテナを常に敏感にしておくことが重要なのだろうと思いますけれども、例えば、危険な事態が起きないということの、受益者の中で、忘れてはならない受益者というのは事業者自身なのですね、トラブルが起きないということの。ですから、これは事業者の保全要員と、それから、常駐する検査官が共にアンテナを敏感にして、定型的なものにとらわれないように。不安があるとすれば、やはりこういう新しい制度を、今日も委員会で議題にありましたけれども、ガイドとか、目安とか、例とかを作るのですけれども、これは私たちの文化かもしれないけれども、どうしてもそういうものが一旦出来上がると、それで定型化してしまうというところがあるので、やはり定期的にどこかでかき混ぜるといえるか、かき回すような、刺激を与える必要はあるのかなと思っています。

○記者 例えば、目安ともおっしゃられましたけれども、一旦決めたものだけやっていたらいいのではないといいますか、それを超えたところに何かあるのかということに気づけるかということが、この検査制度の信念のようなところだと思うのですけれども、そのあたり、改めてどのようにお考えですか。

○更田委員長 それは一重に技量ですね。見る者の目ですから。そういった意味で、検査官の要請には十分に配慮してきたつもりですが、ただ、課題があるとすると、やはり現場の経験を、検査官として責任を持って活躍する前に、現場の感覚ですとか、感触を持ってもらうにはどうしたらいいか。オン・ザ・ジョブ・トレーニングであれば、検査官になれば現場に張りつきますので、そういった意味での現場経験は生まれるわけですが、例えば、異なる現場での経験等も重要な知識や感触を伝えてくれるでしょうから。ただ、規制委員会は現場を持っているわけではありませんので、そういった現場経験をどうやって検査官となるべき人たちに与える機会を作っていくのかというのが一つの課題ではあると思っています。

○司会 それでは、フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

先週、共同通信のタケウチさんが質問されていた関西電力の外部識者の金品問題の報告書に関して、まだ読まれていないとそのときお答えされていたので、もし読まれていたのであれば、その感想と、規制委としての対応、何か考えてらっしゃることがあれば教えてください。

○更田委員長 その後、概要版と、それから、フルのものに関して、一行一行じっくりではないですが、全体に目を通しました。率直な感想を申し上げますと、フルのレポートの方には非常に生々しい部分もあって、感想は、やはり驚いたなというのが一つ。もう一つは、やはり憤りを禁じ得ないというのが率直な感想です。

○記者 規制委として何か今後対応が必要なことというのは、今の時点にありますか。

○更田委員長 業務改善命令が経済産業省から出されていますので、これに対して関西電力は改善計画を立てて、そして実施状況に関しての報告が、いつ頃なのでしょう、6月、7月ぐらいまでにあると理解しています。それを私たちは関心を持って見ていきたいと思っていますし、また、経営層の体制も変わるということですので、変わってすぐ会ってもあまり意味はないので、変わってしばらくしたら、経営層との間のまた意見交換も進めていきたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、クラサワさん。

○記者 ビーメディアのクラサワと申します。

今日の質問は、事故原因の検討会を今やっていますね。あれについて、先日の委員会でも、来年度のあれもあつたのですが、以前、委員長が、廃炉は現場検証でもあるというお話をされ、私は全くそのとおりだと思うのですが、今やっている線量の調査、水素の発生のメカニズム、流れ、こういったことは、それはそれで私は非常に意義が高いと思うのですが、検討会そのものが何をこれから目指し、そして、その成果物として、2014

年に中間報告が出ただけですので、どれぐらいのスパンで、どれぐらいのことを明らかにしようとしているのか、それから、これは規制委員会設置法にも書かれているとおり、事故原因の究明というのは非常に重要な大きな役割だと思いますので、最終地点が見えてくるのはいつ頃なのか、こういったことについて、前にも質問したかもしれないのですが、中間報告以降、始めた、今週金曜日もあります、時点でのお考えを聞かせてください。

- 更田委員長 いくつかのことをお答えしようと思うのですが、まず一つはクラサワさんが最初におっしゃった点なのですけれども、この調査はやはり現場検証ですので、廃炉は現場検証であって、現場を変えずに調査できるものだけではだんだんなくなってきて、現場を触りに行って変えてしまわないとできない調査がそろそろ始まってきて、更に今後はもっと増えていくだろうと思うのですね。今ちょうど私たちは難しいところに来ていて、これは東京電力とも十分に協議をしなければならないのですけれども、今後、現場を変えてしまうであろう調査をどうやってアプローチしていくかというのは大きな議論だろうと思います。例えば、スタックについては、スタックは上の方から切っていますけれども、下の方のSGTSが還流しているようなところをできれば早く切り出したいと思っていますけれども、下手なやり方をすると情報を失ってしまうので、取るべき情報を十分に取った上で現場を変えていくことが基本になるとは思いますけれども、では何が取れる情報で、残しておくべき情報でという議論をきっちりしていかなければならないので、現場を変えなければならないという点についてはちょうど難しい時期に来ているのだと私は思っています。

そして、今進めている調査は、水素量であるとか、それから、水素爆発が与えた影響、それから、SGTSが1号機、2号機、3号機、4号機でそれぞれ合流していることによって逆流した影響であるとか、それから、放射性物質の放出経路、全てはなかなか分からないとは思いますが、疑わしい放出経路というものを洗い出していくことを少しでも前に進めたいと思っていますが、今、進めている調査は、やはり今年の暮れから来年早々にかけて一旦取りまとめるべきなのだろうと思っています。ですから、これが二つ目の中間報告という形になるわけですが、そうしたら、この調査分析をまたしばらく一旦クローズするかというと、恐らくその必要はないのだろうと思っています。というのは、なかなかまだアクセスの難しい部分はいくつもありますけれども、調べられる状況にはなってきていますので、今年の暮れから来年の初めにかけて一旦取りまとめるものの、そうしたら、もう一回、今度は次のフェーズの事故調査分析を続けていくことになるだろうと思っています。

- 記者 関連して、東京電力が未解明の問題について、それを解明して進捗のレポートを5～6回出しているのですけれども、あの中でのデータでも、たしか2～3回前の検討会で、一つのグラフの中に違ったセンサーのデータが載っていたり、こういったことを、前にも委員長、レビューすることも大事だとおっしゃっておったので、私もちょっとびっく

りして、今まで、例えば、2号機のサブチャンとドライウェルの圧力の乖離なんて、非常に重要なところでデータが混ざっていたり、あるいはまだ開示されていないデータがあるのではないかと疑わせるようなものがたくさんあるのですが、たしか原子力規制委員会としても、東電に対して、このデータを出せというのを相当たくさんやっておられるように伺っているのですが、本当に本当に、これまで様々な調査報告書がたくさん出ていますけれども、それがどうだったのか、どこが正しくて、どこが間違っていたのかをもう一度レビューをして、すっきりさせていただきたいなど、私は強く希望しているのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 ああいった事故分析に係る検討会をやることの一つのメリットは、同じグラフをそれぞれで見て議論していると、今まで聞いていなかった話が出てくるというのが一つの大きなメリットです。また、そういうことがあることは、どんどんそういったことをやるべきなのだろうと思います。それから、東京電力自らがまとめたものに関して言うと、やはりあわててやったのだろうと思われるものが後から出てくるわけですね。スケールにしてもそうだし、異なる原理の計測器のものを一つにまとめるということは一般になされることではないので、そういったのを詳しく聞いていかなければ分からないので。ただし、それを網羅的に全部やるというのは、なかなか戦力から言っても難しいので、重要度を定めて、それから、今、私たちがターゲットを絞って解明しようとしているテーマに合わせて、ああいった一つのデータなり、グラフなりを一緒に見るという機会をきっちり持つことが大事だろうと思います。

それから、もちろんすっきりさせたいというのはもっともなのですが、残念ながら、それに対して強い期待を持つことも多分、難しいのだろうと思っていて、どこかの時点で分かることと分からないことは整理して、それは段階ごとに整理していく必要があるだろうと思っています。廃炉もそうですけれども、事故分析もまだまだこれからなのだと思います。

○記者 最後に関連して1点だけ。先日、国会で委員長はたしか、どなたの質問だったか忘れましたが、木村俊雄さんという炉心屋さんのあれで、委員長はたしかあり得ないというお話をされたのですが、あのデータ、つまり圧力容器の中の、スクラムかけた後の流量のゼロというのをどう説明するか。結論として、破断があったかどうか、地震で何か起きたかどうかということもさることながら、あの問題について、情報公開法で炉心屋さんの木村さんが得られた、あのデータについてどのように検討されて、どのようにお考えなのか、伺っておきたいなと思います。

○更田委員長 手短かに申し上げますと、一つのデータだけで結論を導くことはできませんし、一つのデータとその他のものが全く符合しないことからすると、データそのものの信憑性を疑って考えるのが自然なのだろうと思っています。国会でお答えしたときの趣旨は、メディアの方を前にしてこういうことを言うのは気が引けるけれども、一つの報道に基づいて、報道が出たことが、それについて詳細な調査を行う理由になるわけではありま

せんので、流量に関して、そういったデータがあるのは事実ではあるけれども、炉心から冷却材が失われたと同時に遮蔽も失われたこととなりますので、線量が急に上がるはずなのですが、そういったところは見られていない。総合的にデータを見た上で、更に深追いをするには当たらないと、今、私たちとしては判断しています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはどうですか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—